

【質疑応答要旨】

【記者】 パワーハラスメントと自殺の因果関係について、パワーハラスメントを受けたと思われる証拠のようなものはあっても、自殺に結び付く根拠として断定できるものはなかったということか。

【委員長】 自殺は、公務災害や行政の労災認定においてストレスと本人の脆弱性の関係によって因果関係が判断されているが、第三者委員会は、法的な責任があるかどうかというところの判断までは求められておらず、判断も難しいことから、そこまでの判断はしなかった。ただし、これだけのことがあって他に原因が考えられない中で、常識的に考えて、パワーハラスメントが原因の可能性が高いと指摘した。

【記者】 報告書記載の上司の指導方法については、この部署特有の慣習ではなく属人的なものと考えて良いか。

【委員長】 属人的なものである。

【記者】 報告書記載のD氏事案について、パワハラと認められるものであったのか。

【委員長】 パワハラと認定できるかどうか分からないが、同じことが繰り返されているのではないかという印象は持った。

【記者】 当該上司の処分は検討しているか。

【市】 報告書の内容を精査し、慎重に考えていきたい。

【記者】 ハラスメントに対する研修に当該上司は出席していたか。また、D氏事案があった方を、上司という立場にしておいた人事的な問題について。

【市】 研修への出席の有無については確認できていない。また、D氏事案については、当時、市としてはその事案がパワーハラスメントの事案であったと把握できておらず、今回の事案もそうした兆候を把握できていなかった。そういった兆候を把握でき

る組織であれば未然に防ぐことができたのではないかとすれば、組織として本当に申し訳ない気持ちでいる。

【記者】 当該上司の性別と年齢は。

【市】 年齢は46歳。性別は本市の公表基準により非公表である。

【記者】 遺族の方への補償は。

【市】 まだそこまでの話には至っていない。

【記者】 第三者委員会の調査結果については、地方公務員災害補償基金の判断とは全く別物で、基金側は基金側で判断すると考えて良いか。また、その判断はまだ出ていないということで良いか。

【委員長・市】 全く別物で、結論はまだ出ていない。